

沖縄県バレーボール協会表彰規定

- 第1条 この規定は、沖縄県バレーボール協会の発展に貢献し、その功績が顕著で、他の模範として推奨に値する者を表彰し、チームの強化、向上を図ることを目的とする。
- 第2条 表彰者の決定は、沖縄県バレーボール協会規定第7条により表彰委員会（以下委員）を設置し、委員会の推薦により理事会が行う。
- 第3条 委員会は本協会加盟の各チームまたは、役員選手および関係外部団体を対象として表彰該当者について選考し、その結果を理事会に報告する。
- 第4条 委員会の構成は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名とする。
- 第5条 表彰は団体と個人に対して行う。
- 第6条 表彰は協会長が表彰状と記念品を授与して行う。
- 第7条 表彰は毎年2月に行う。但し、必要があるときは随時表彰を行うことができる。
- 第8条 委員会は表彰基準に則って審査し、特に表彰に値すると認められるものについて選考するが、この外関係団体より表彰方推薦があったときは審議することができる。
- 第9条 表彰基準
- 1 チーム表彰
 - 1 日本協会主催の各大会、九州大会以上の大会で優勝したチーム又は連続3年以上県代表として全国大会に出場したチーム
 - 2 県バレーボール界の発展のため特に貢献のあったチーム
 - 2 個人表彰
 - 1 県協会の役員として長年貢献しバレーボール界の発展に特に功績があった者
 - 2 バレーボール競技の指導及び競技運営等に積極的努め、県バレーボール界の発展に特に貢献のあった者
 - 3 長年選手として活躍し、県バレーボール界の発展に特に功績があった優秀選手
 - 4 日本代表選手として選抜された人、または九州、全国大会等で表彰された優秀選手
 - 5 その他県バレーボール界発展のため特に功績のあった人
- 付 則
- 1 この規定は1968年3月7日に制定
 - 2 1993年9月16日に改正
 - 3 この規定は理事会の過半数の賛成なければ変更すれことができない

表彰規定についての申し合わせ事項

- 1 表彰基準
 - (1) チーム表彰2については、チーム結成後10年以上経過し、その実績が顕著であること
 - (2) 個人表彰の長年とは、県協会、加盟団体、市郡協会の役員を20年以上疎めその功績が顕著である者とする
 - (3) 個人表彰5については、過去に県協会、加盟団体、市郡協会の役員にあった者で、特に功績があった者、または地域バレーボールの普及発展に多大な貢献のあった者も含める
- 2 表彰推せん書提出について
 - (1) 表彰に値すると認められた者については、それぞれの表彰推せん書（様式1～4）に必要な事項を記入して、加盟団体会長、市郡協会長または各チームの代表者は会長が指定する期日までに事務局に提出する
 - (2) 推せん様式

様式1	優秀チーム推せん書	〃	3	優秀指導者及競技運営貢献推せん書
〃 2	個人功労者推せん書	〃	4	優秀選手推せん書